



■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類	
							様式番号	書類名
6	施設入所	減算	① 身体拘束廃止未実施減算	・見直し	※本表、居宅介護の①を準用	※本表、居宅介護の①を準用		
		加算	② 経口移行加算	・要件見直し	※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない	-		
		加算	③ 経口維持加算	・見直し	経口維持加算（Ⅰ） 指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の方が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。  経口維持加算（Ⅱ） 協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）や、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。	・入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等については月1回以上行うこと。また、同食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているがやむを得ない理由により、参加すべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。		
		加算	④ 口腔衛生管理体制加算	・新設	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されており、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	・医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。	様式準備中	口腔衛生管理体制加算に係る届出書 口腔ケア・マネジメント計画
		加算	⑤ 口腔衛生管理加算	・新設	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。 イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。	・歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。 ・本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。		
		加算	⑥ 療養食加算の要件	・要件見直し	※要件中、「ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。」を削除。			
7	生活訓練	減算	① 身体拘束廃止未実施減算	・見直し	※本表、居宅介護の①を準用	※本表、居宅介護の①を準用		
		加算	② 医療連携体制加算	・見直し	※算定構造の見直し。	-		
8	就労移行支援	基本報酬	① 基本報酬	・見直し	前年度及び前々年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除した割合にて算定する ※新規の場合は「区分3」とみなす	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については次のいずれか2カ年度間の実績で評価 (Ⅰ) 令和元年度及び令和2年度 (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度	○ 別紙30 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に係る届出書 ○ 別紙30-1 就労定着者の状況 △ 別紙30-2 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に係る届出書（就労移行支援サービス費（Ⅱ）） △ 別紙30-3 就労定着者の状況（就労移行支援（養成）に係る基本報酬の算定区分に関する届出書） ○ - 就労証明書	
		減算	② 身体拘束廃止未実施減算	・見直し	※本表、居宅介護の①を準用	※本表、居宅介護の①を準用		
		加算	③ 医療連携体制加算	・見直し	※算定構造の見直し。	-		
		加算	④ 移行準備支援体制加算	・加算区分（Ⅱ）の廃止 ※これまでの加算区部（Ⅰ）のみ残る。	・前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の50/100を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、算定対象となる利用者が利用定員の50/100以下であり、以下のいずれかを実施した場合 (1)職場実習等においては、同一の企業及び官公庁における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合 (2)求職活動等においては、公共職業安定所等に職員が同行して支援を行った場合	-	○ 別紙32 移行準備支援体制加算(Ⅰ)に係る届出書（施設外支援実施状況）	
		加算	⑤ 支援計画会議実施加算	・新設	各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合。	・「ケース会議」のタイミングについて、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。		

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類	
							様式番号	書類名
9	就労継続支援A型	基本報酬	① 基本報酬区分	・算定基準の見直し	評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の規定により算定される評価点）に応じて算定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出についてスコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(Ⅰ) 平成30年度</li> <li>(Ⅱ) 令和元年度</li> <li>(Ⅲ) 令和2年度</li> </ul> </li> <li>※「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）</li> <li>※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価</li> </ul>	○ 別紙33	就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に係る届出書
		減算	② 身体拘束廃止未実施減算	・見直し	※本表、居宅介護の①を準用	※本表、居宅介護の①を準用		
		減算	③ 自己評価未公表減算	・新設	指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準（概ね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の運営状況に関し必要な事項について、厚生労働大臣が定めるところにより自ら評価を行い、その評価結果をインターネット等の方法により公表しなければならない）に適合するものとして届け出ていない場合	-	○ 別紙33-1	就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）
		加算	④ 就労移行連携加算	・新設	指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後、就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</li> <li>・本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</li> <li>・特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。</li> </ul>		
		加算	⑤ 福祉専門職員配置等加算	・加算区分（Ⅰ）（Ⅱ）における対象となる資格保有者の見直し	職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が35/100以上である場合【加算区分（Ⅰ）】もしくは、25/100以上である場合【加算区分（Ⅱ）】	-	○ 別紙4	福祉専門職員配置等加算に係る届出書
		加算	⑥ 医療連携体制加算	・見直し	※算定構造の見直し。	-	○ 別紙4-1	福祉専門職員配置状況一覧表
		加算	⑦ 送迎加算	・現行の枠組み維持	※本加算の現行の枠組みは維持される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</li> </ul>	△ -	資格証の写し
						△ -	実務経験証明書	

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類		
							様式番号	書類名	
10	就労継続支援B型	基本報酬	①	基本報酬	・算定区分の見直し（細分化）	平均工賃月額区分が細分化されたもの ※その他、届出は不要だが、工賃向上計画作成状況及び職員配置状況に応じて、サービス費区分が異なる【(I)～(IV)】	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出について平均工賃月額に応じた報酬体系の場合（就労継続支援B型（I）・（II）は、次のいずれかの年度の実績で評価（I）平成30年度（II）令和元年度（III）令和2年度	○別紙36	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に係る届出書
		減算	②	身体拘束廃止未実施減算	・見直し	※本表、居宅介護の①を準用	※本表、居宅介護の①を準用	○別紙36-1	就労継続支援B型事業所用__平均工賃月額確認表
		加算	③	就労移行支援体制加算	・加算区分（III）（IV）の新設	サービス費区分が創設されたことに伴い、加算区分追加になったもの（要件の変更はない）	-	○別紙15	就労移行支援体制加算に係る届出書
		加算	③	就労移行連携加算	・新設	※本表、就労継続支援A型の③を準用する。	※本表、就労継続支援A型の③を準用する。	○-	就労証明書
		加算	④	ピアサポート実施加算	新設	次のアからウまでのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、ピアサポート研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合ア 就労継続支援B型サービス費(III)又は就労継続支援B型サービス費(IV)を算定していること。 イ ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。） 配置していること。 ウ イに掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援B型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	・研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。なお、令和令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 イ 左記イの（イ）の者（当該就労継続支援B型事業所の従業者）の配置がない場合も算定できるものとする。 この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。 また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとする。  ・障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。 ア 身体障害者 身体障害者手帳 イ 知的障害者 (ア) 療育手帳 (イ) 療育手帳を有しない場合、市町村が必要に応じ知的障害者更生相談所に意見を求める ウ 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 (ア) 精神障害者保健福祉手帳 (イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） (ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 (エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） (オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等 エ 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 オ その他都道府県が認める書類又は確認方法  ・配置する従業者の職種等 ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。 イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。 ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。 ・ピアサポーターとしての支援について ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動とともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。  ・届出等 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。 また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。	○別紙36-2	ピアサポート実施加算に係る届出書
								○-	ピアサポート研修の修了証の写し
								○-	障害者に対する配慮等に関する研修実施記録
								○-	相談援助記録の写し
		加算	⑤	福祉専門職員配置等加算	・見直し	※本表、就労継続支援A型の④を準用する。	-	○別紙4	福祉専門職員配置等加算に係る届出書
								○別紙4-1	福祉専門職員配置状況一覧表
						△-	資格証の写し		
						△-	実務経験証明書		
加算	⑥	医療連携体制加算	見直し	※算定構造の見直し。					

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類	
							様式番号	書類名
		加算	⑦ 地域共同加算	新設	<p>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等(当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。)を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に並び、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(○ 適切な取り組みの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で開催されるイベントへの出店</li> <li>・農福連携による施設外での生産活動</li> <li>・請負契約による公園や公共施設の清掃業務</li> <li>・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営</li> <li>・高齢者世帯への配食サービス</li> <li>・上記活動に係る営業活動等</li> </ul> <p>(× 不適切な取り組みの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産活動収入が発生しない地域活動等</li> <li>・レクリエーションを目的とした活動</li> <li>・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動</li> </ul>	<p>・加算の対象となる地域の範囲について 本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者との繋がりに資する取組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。</p> <p>・公表について 取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。 公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。 ・市町村等が発行する情報誌への掲載 ・当該就労継続支援B型事業所等及び関係機関等での掲示 なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者との繋がりが地域活性化、地域課題の解決に資する取組であること。</p>		
11	就労定着支援	基本報酬	① 基本報酬	算定区分の見直し	<p>利用者数(当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12で除して得た数)及び就労定着率(前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労支援を受けた利用者の総数で除して得た率)に応じ算定す</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出について 次のいずれかの期間の実績で評価 (Ⅰ)平成30年度、令和元年度及び令和2年度(3年間) (Ⅱ)平成30年度及び令和元年度(2年間)</p>	○別紙38	就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
		加算	② 定着支援連携促進加算	見直し	<p>就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、1月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p>	<p>・他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。 ・「ケース会議」について、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</p>	○別紙38-1	就労継続者の状況
							○別紙38-2	就労継続者の状況(新規指定の場合)

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類	
							様式番号	書類名
12	自立生活援助	基本報酬の対象者	① 基本報酬の対象者要件	見直し	※以下、追加された対象者要件のみ記載。 同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。	-		
		加算	② ピアサポート体制加算	新設	都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所（別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所である必要あり）であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合。 ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下、「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。	・研修の要件 ※本表、就労継続支援B型の③の研修要件を準用する。 ・障害者等の確認方法 ※本表、就労継続支援B型の③の研修要件を準用する。 ・手続きについて 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるとは、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。	○ 別紙51	ピアサポート体制加算に係る届出書
		加算	③ 同行支援加算	見直し	同行支援の回数に応じた内容に見直し ・月2回まで外出を伴う支援を行った場合 ・月3回外出を伴う支援を行った場合 ・月4回以上外出を伴う支援を行った場合	-		
		加算	④ 緊急時支援加算	新設	イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合 ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。	・緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。 ・一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 ・一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。		
		加算	⑤ 日常生活支援情報提供加算	新設	精神科病院等に入院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合。	・「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。 ・「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 ・情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		
		加算	⑥ 居住支援連携体制加算	新設	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、月1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。以下のいずれにも該当する場合に算定する。 ・居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。 ・月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、利用者の住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。	・「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 ・情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。	○ 別紙50	居住支援連携体制加算に係る届出書
		加算	⑦ 地域居住支援体制強化推進加算	新設	利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。	・説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 ・本加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。 ・協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。 ・作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		
		加算	⑧ 地域生活支援拠点等に係る加算	・新設	・新設	※本表、居宅介護の②を準用	-	

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類	
							様式番号	書類名
		減算	① 身体拘束廃止未実施減算	・見直し	※本表、居宅介護の①を準用	※本表、居宅介護の①を準用		
					<p>夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の対象者の区分等の見直し、（Ⅲ）・（Ⅳ）・（Ⅴ）の新設。</p> <p>夜間支援等体制加算(Ⅳ)                      夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。夜間支援等体制加算（Ⅴ）・（Ⅵ）において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合</p>	<p>・夜間支援従事者の配置について                      （ア）夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。                      （イ）当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。                      （ウ）1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>・夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態について                      （ア）夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。                      なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。                      （イ）夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。                      なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を委託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。                      （ウ）夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>・当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算(Ⅱ)、夜間支援等体制加算(Ⅲ)、夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p>	○ 別紙41	夜間支援等体制加算に係る届出書（共同生活援助）
				・加算区分（Ⅰ）・（Ⅱ）の見直し			△	警備会社等との契約書等の写し

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類		
							様式番号	書類名	
13	共同生活援助	加算	②	夜間支援等体制加算	・加算区分（Ⅲ）・ （Ⅳ）・（Ⅴ）の新設	夜間支援等体制加算（Ⅴ） 夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	・夜間支援従事者の配置について （ア）夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。 夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。 なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。 （イ）本表、夜間支援等体制加算（Ⅳ）の「夜間支援従事者の配置について」の（イ）を準用する。 （ウ）本表、夜間支援等体制加算（Ⅳ）の「夜間支援従事者の配置について」の（ウ）を準用する。  ・夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態について 本表、夜間支援等体制加算（Ⅳ）の「夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態について」を準用する。  ・当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、夜間支援等体制加算（Ⅲ）、夜間支援等体制加算（Ⅳ）及び夜間支援等体制加算（Ⅴ）を算定できないものであること。		
						夜間支援等体制加算（Ⅵ） 夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	・夜間支援従事者の配置 夜間支援等体制加算（Ⅳ）の「夜間支援従事者の配置について」の規定を準用する。  ・夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 （ア）夜間支援等体制加算（Ⅳ）の「夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態」の（ア）の規定を準用する。 （イ）夜間支援等体制加算（Ⅳ）の「夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態」の（イ）の規定を準用する。 （ウ）夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。  ・当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、夜間支援等体制加算（Ⅲ）、夜間支援等体制加算（Ⅳ）及び夜間支援等体制加算（Ⅴ）を算定できないものであること。		
		加算	③	重度障害者支援加算	加算区分（Ⅱ）の新設 ※これまでの加算が（Ⅰ）に該当。	重度障害者支援加算（Ⅱ） 次の①から③のいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合。 ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配 ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ・強度行動障害者支援者養成研修（実践研修） ・行動支援従業者養成研修 ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者 ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修） ・行動支援従業者養成研修	・重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。	○ 別紙43 重度障害者支援加算に係る届出書（共同生活援助） ○ - 研修修了証の写し ○ - 対象者一覧 ○ - 対象者の障害者手帳の写し △ - 行動障害を有する者に係る支援計画シート等の写し	
		加算	④	医療的ケア対応支援加算	新設	指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合。	・重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。	○ 別紙47 医療的ケア対応支援加算に係る届出書 ○ - 看護師等の資格証の写し	
		加算	⑤	強度行動障害者体験利用加算	新設	以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。 ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者 ・強度行動障害者支援者養成研修（実践研修） ・行動支援従業者養成研修 ② 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者 ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修） ・行動支援従業者養成研修	・「強度行動障害を有する者」とは、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者をいう。 ・施設要件については、生活介護の強度行動障害者地域移行特別加算における施設要件を準用する。	○ 別紙48 強度行動障害者体験利用加算に係る届出書 ○ - 研修修了証の写し	
加算	⑥	医療連携体制加算（Ⅶ）	・これまでの加算区分（Ⅴ）が（Ⅶ）に変更 ※要件の変更なし	看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等	-	○ 別紙17 医療連携体制加算（Ⅶ）又は（Ⅸ）に係る届出書 △ - 看護師等の資格証の写し △ - 病院・診療所・訪問看護ステーション等との契約書等の写し			

■（障害福祉サービス）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

No.	サービス種別	区分	項目 (対象又は名称)	ポイント	算定要件等	左記内容における補足事項	必要書類		
							様式番号	書類名	
14	地域移行支援	基本報酬	① 地域移行支援サービス費	報酬区分（Ⅰ）の新設 ※これまでの（Ⅰ）が（Ⅱ）に、（Ⅱ）が（Ⅲ）に変更。	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	-	様式準備中	基本報酬区分（施設区分）に係る届出書	
		加算	② ピアサポート体制加算	新設	※本表、自立生活援助の②を準用する。	※本表、自立生活援助の②を準用する。	○ 別紙51	ピアサポート体制加算に係る届出書	
								○ -	研修修了証の写し
		加算	③ 退院・退所月加算	加算の算定要件の見直し	既存の算定要件に、以下の算定要件を追加。 利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものであること。	-			
		加算	④ 居住支援連携体制加算	新設	※本表、自立生活援助の⑥を準用する。	※本表、自立生活援助の⑥を準用する。	○ 別紙50	居住支援連携体制加算に係る届出書	
	加算	⑤ 地域居住支援体制強化推進加算	新設	※本表、自立生活援助の⑦を準用する。	※本表、自立生活援助の⑦を準用する。				
15	地域定着支援	加算	① 地域生活支援拠点等に係る加算	新設	※本表、居宅介護の②を準用する。	-			
		加算	② ピアサポート体制加算	新設	※本表、自立生活援助の②を準用する。	※本表、自立生活援助の②を準用する。	○ 別紙51	ピアサポート体制加算に係る届出書	
							○ -	研修修了証の写し	
		加算	③ 日常生活支援情報提供加算	新設	※本表、自立生活援助の⑤を準用する。	※本表、自立生活援助の⑤を準用する。			
		加算	④ 居住支援連携体制加算	新設	※本表、自立生活援助の⑥を準用する。	※本表、自立生活援助の⑥を準用する。	○ 別紙50	居住支援連携体制加算に係る届出書	
	加算	⑤ 地域居住支援体制強化推進加算	新設	※本表、自立生活援助の⑦を準用する。	※本表、自立生活援助の⑦を準用する。				
16	計画相談支援	基本報酬	① 機能強化型サービス利用支援費（機能強化型サービス継続支援費）	新設	特定事業所加算：廃止 ⇒ 機能強化型サービス利用支援費（機能強化型サービス継続支援費）：新設  これまでの特定事業所加算区分に応じたサービス費区分に変更 ※詳しくは、参考資料1参照	-	様式準備中	機能強化型サービス利用支援費（機能強化型体制）に係る届出書	
		加算	② 初回加算	見直し	従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて ・指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって ・4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定	左記の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を最大3回算定するものとし、新規にサービス等利用計画案を作成する場合との合計で1月（サービス利用支援費の算定月）に4回を限度として加算するものである。 ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。			
		加算	③ 主任相談支援専門員配置加算	新設	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員（相談支援従事者現任研修を修了したのち、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事した者）として市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、その従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合。	・主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言の実施 エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 ・この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。	様式準備中	主任相談支援専門員配置加算に係る届出書	
		加算	④ 居宅介護支援事業所等連携加算	見直し	介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合 ① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合 ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。） ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。	・複数の他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。 ・当該加算は、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。ただし、指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。			
		加算	⑤ 集中支援加算	新設	計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接、サービ担当者会議開催、関係機関が開催する会議へ参加した場合	・本加算は、緊急の、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要がある。 ・指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合			
		加算	⑥ ピアサポート体制加算	新設	※本表、自立生活援助の②を準用する。	※本表、自立生活援助の②を準用する。	○ 別紙51	ピアサポート体制加算に係る届出書	
						○ -	研修修了証の写し		